

福岡市都市計画審議会付議案

目 次

	(頁)
1 付 議 案 件	・ ・ ・ ・ 70
(1) 福岡広域都市計画公園の変更(市決定)	
(2) 福岡市都市計画マスタープラン改定骨子案(別途、福祉都市委員会に報告)	
 2 参 考 資 料	 ・ ・ ・ ・ 76
 3 福岡市都市計画審議会の開催予定	
<令和7年度第1回(第185回)福岡市都市計画審議会>	
開催予定：令和7年5月	

1 付議案件

(1) 福岡広域都市計画公園の変更（福岡市決定）

1. 都市計画公園に 6・4・4号 早良運動公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
運動公園	6・4・4号	早良運動公園	福岡市早良区四箇四丁目の一部	約 4.5ha	(主な施設) 園路広場等

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画公園中 2・2・252号 下臼井老松公園を廃止する。

種 別	名 称		位置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・252号	下臼井老松公園	福岡市博多区大字下臼井の一部	約 0.18ha	(主な施設) 園路広場等

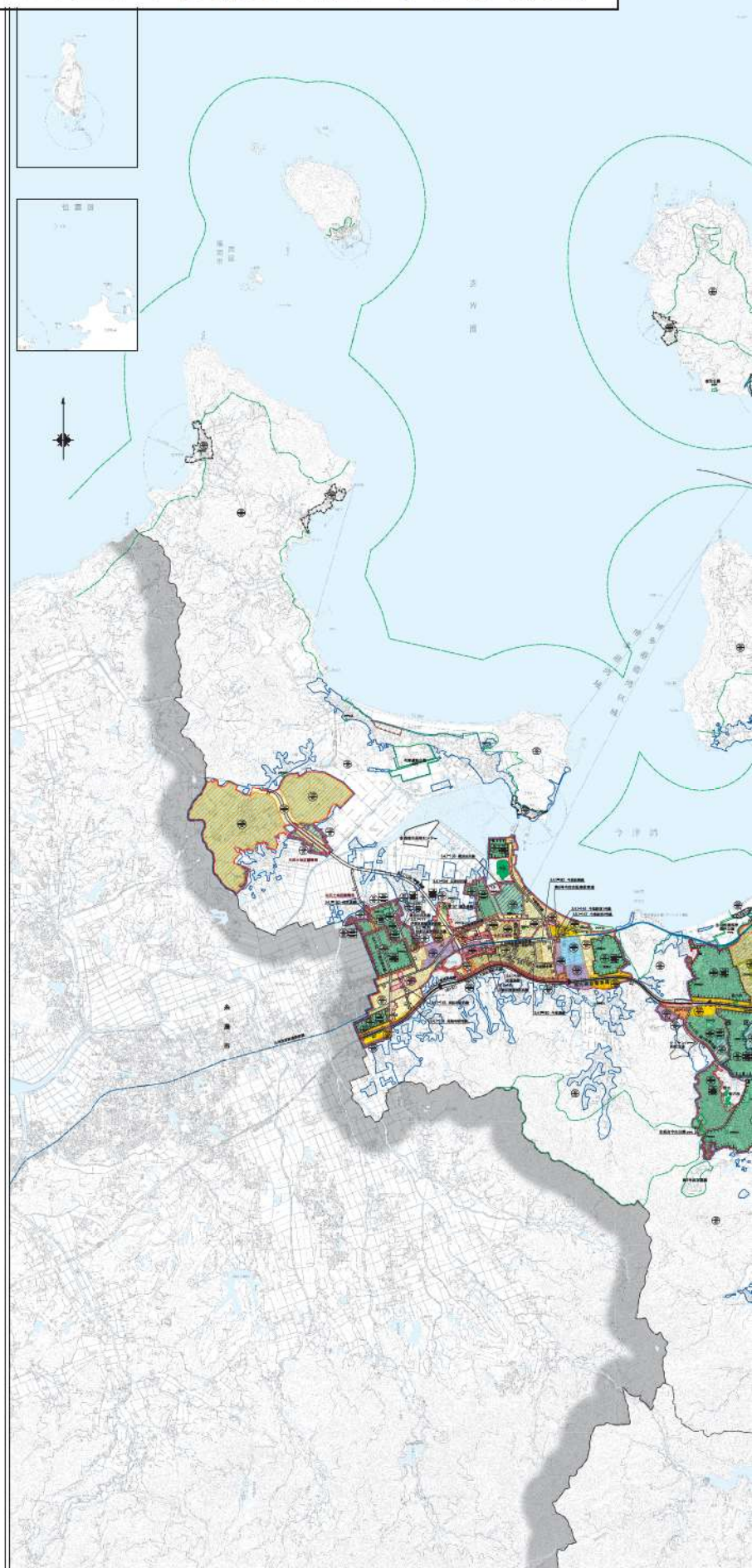
理 由

都市施設として公園を適正に配置するため、本案のとおり変更するものである。

福岡広域都市計画公園の変更(福岡市決定)

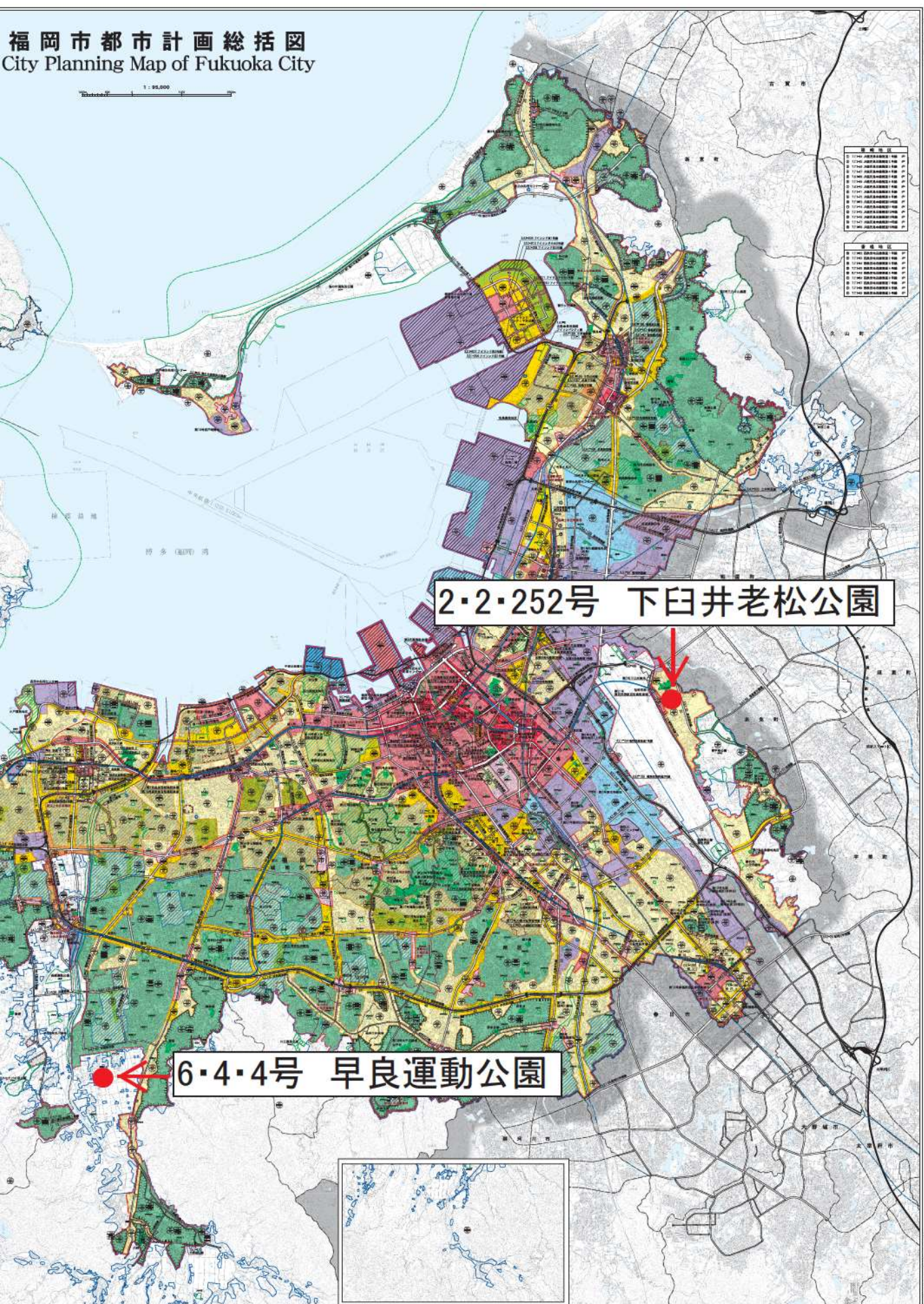
凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界

	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000



2・2・252号 下臼井老松公園

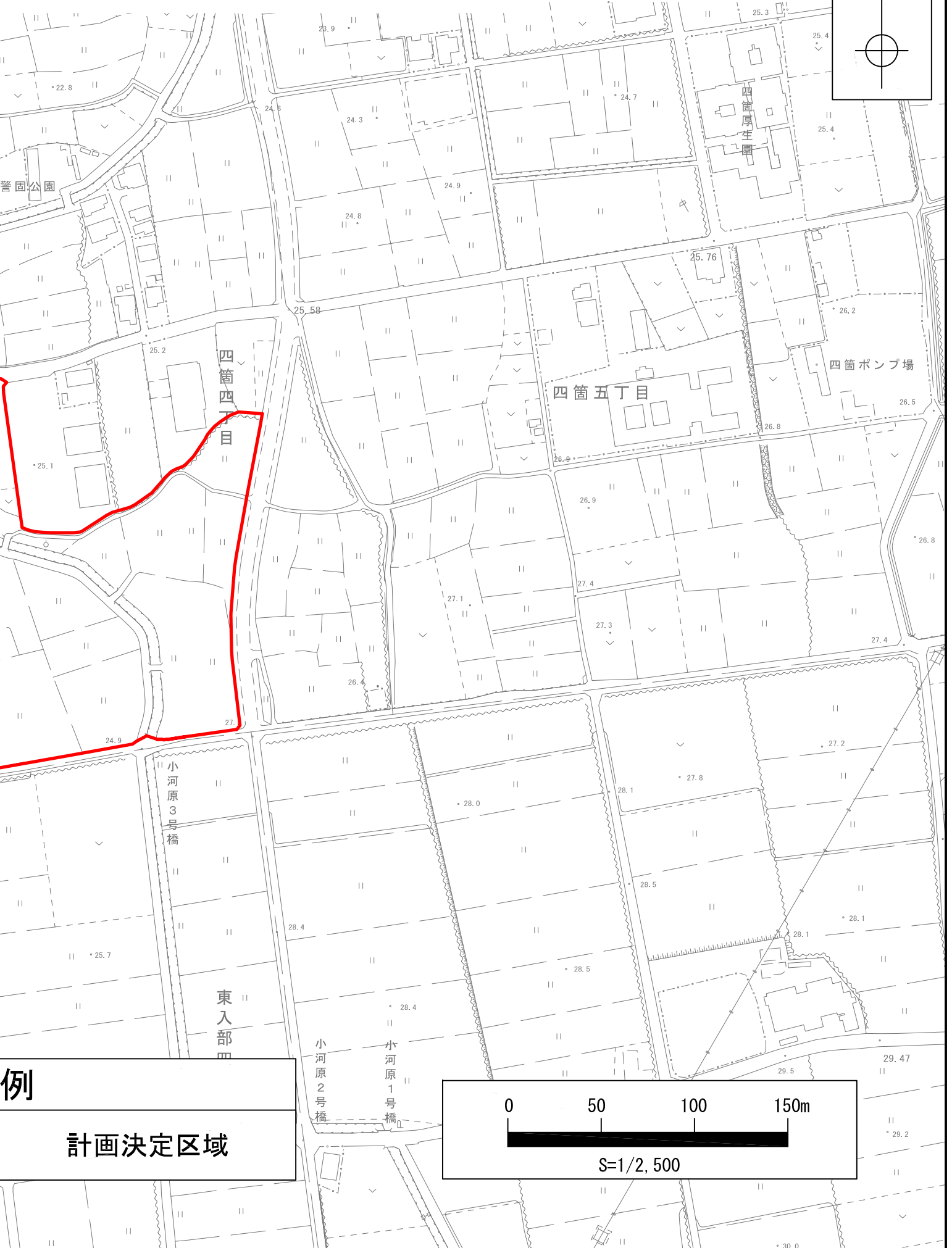
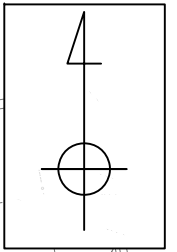
6・4・4号 早良運動公園

※本図は、令和5年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
詳細や変更等については、別途都市計画図について必ずご確認ください。

【計画図（福岡広域都市計画公

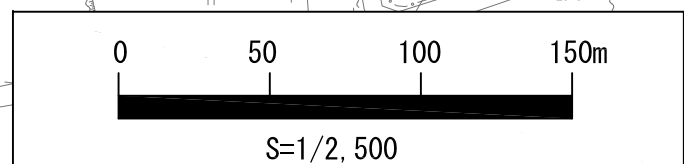


公園の変更)】S=1 : 2, 500



例

計画決定区域

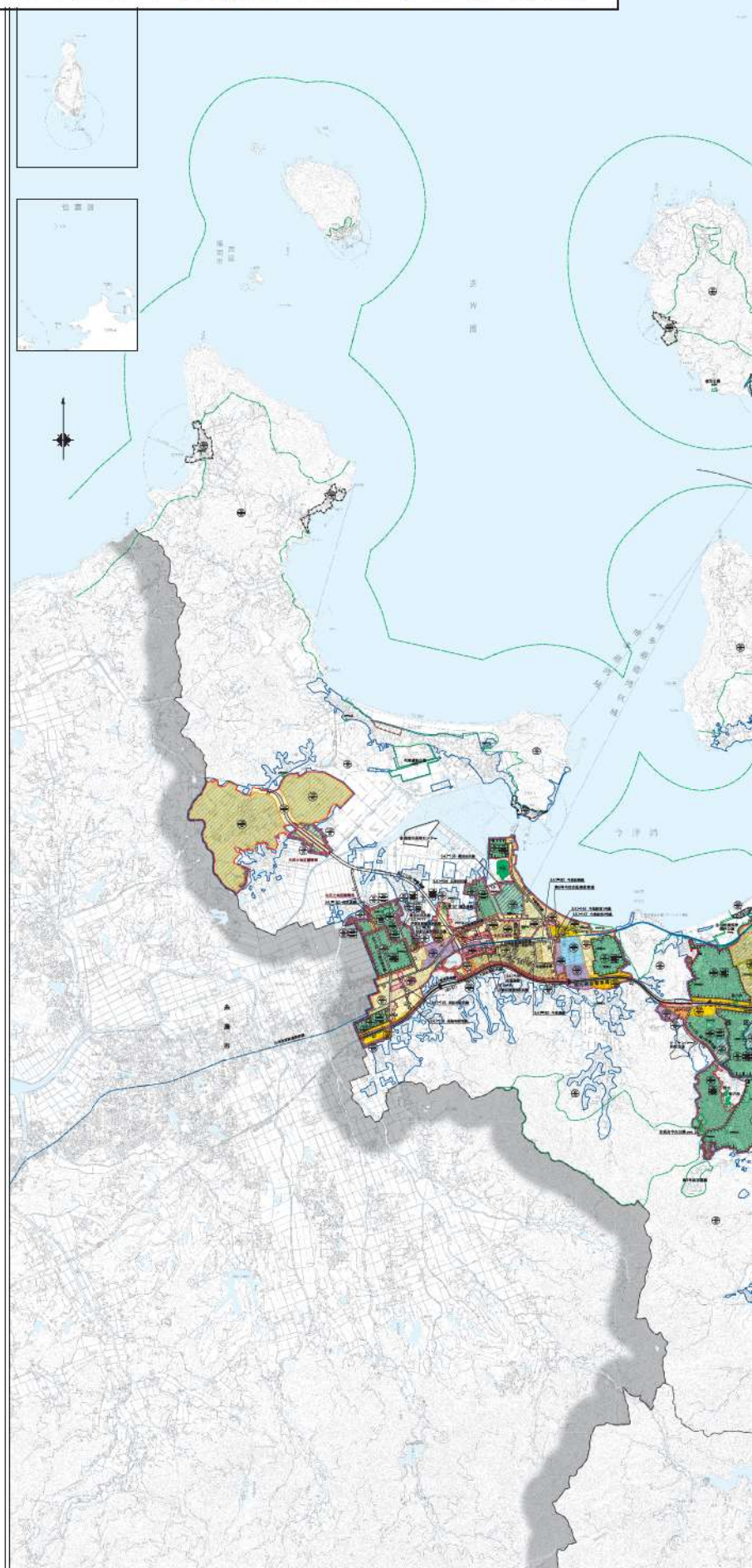


2 参 考 資 料

	(頁)
■福岡広域都市計画公園の変更（市決定） （早良運動公園・下臼井老松公園）	．．．．77

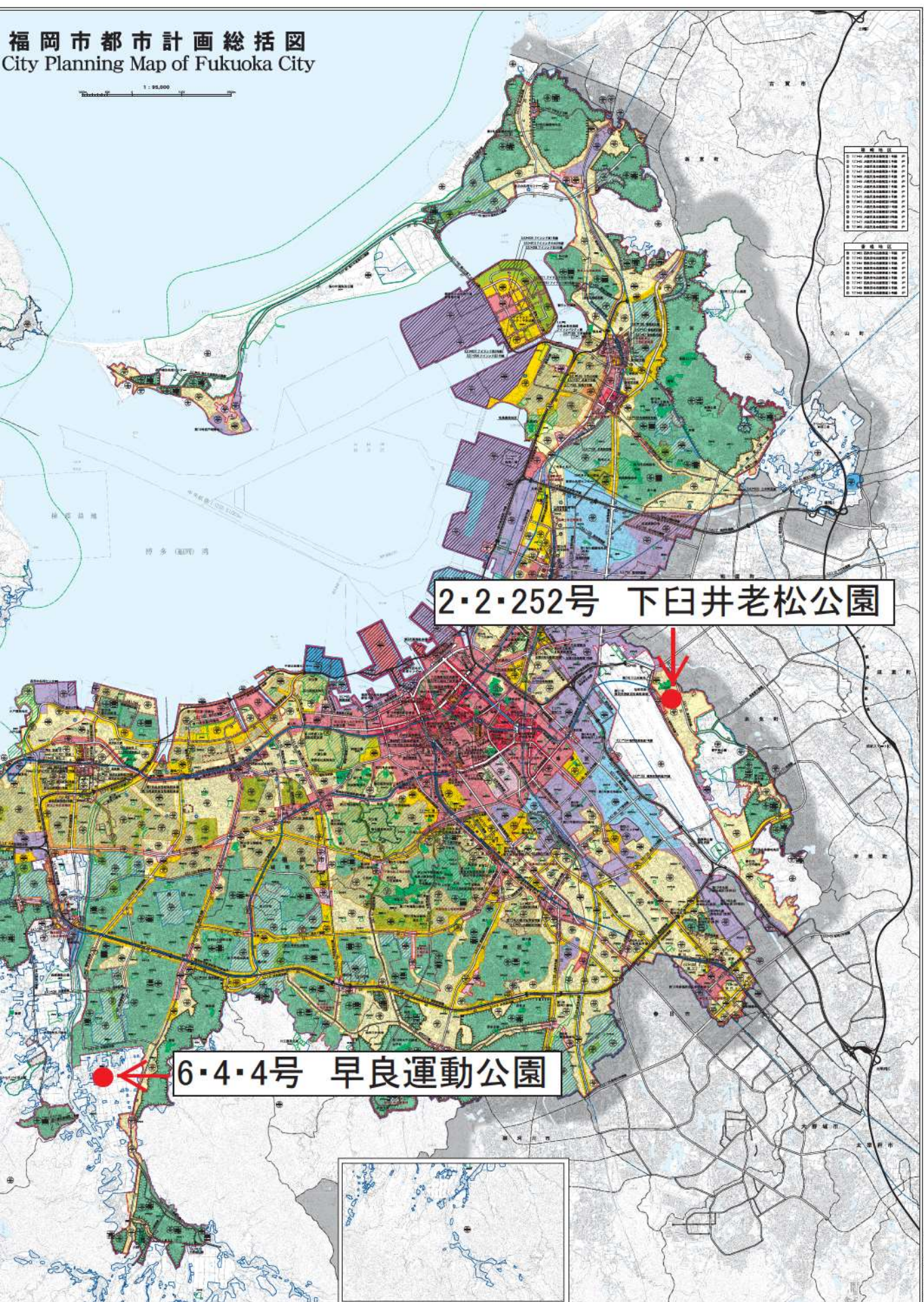
福岡広域都市計画公園の変更(福岡市決定)

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000



※本図は、令和5年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
詳細や変更等については、別途都市計画図について必ずご確認ください。

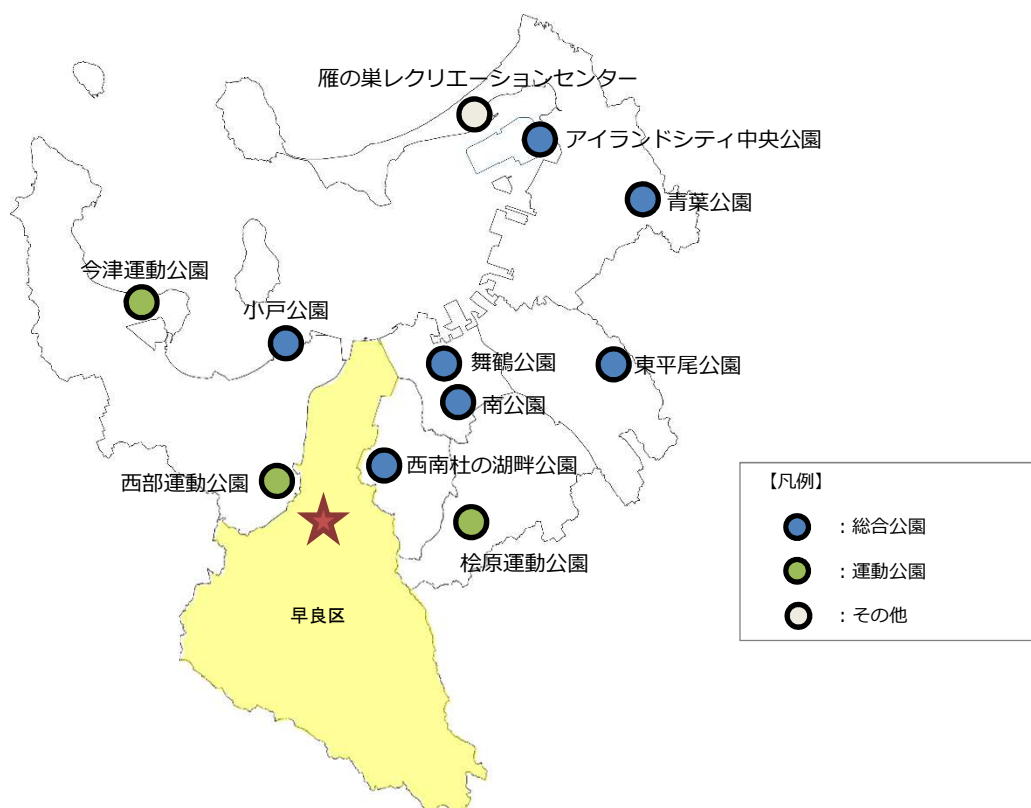
福岡広域都市計画公園の変更（福岡市決定）について

早良運動公園

Ⅰ 大規模公園の配置について

- 都市公園の配置については、市内における都市公園の分布の均衡を図ることとしており、市民全般の利用がなされる総合公園や運動公園等の大規模公園は、全市的な配置バランスを考慮しながら整備を進めている。
- 大規模公園が早良区において唯一無いことから、市民が容易に利用できるよう多目的グラウンドを備えた運動公園の整備を行うもの。

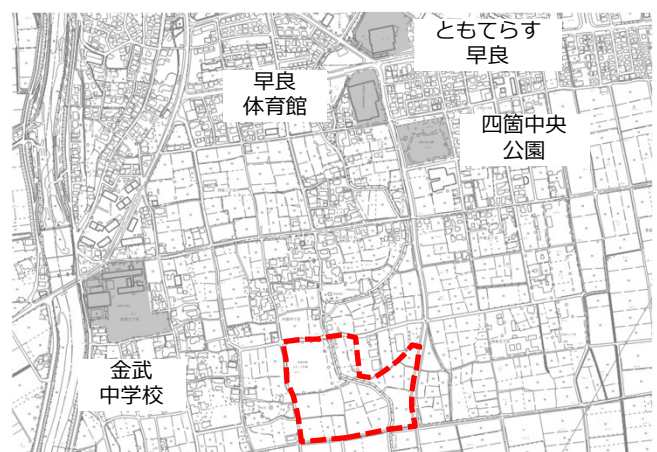
■ 主な大規模公園（総合・運動公園）配置状況



2 都市計画の概要

- 種別：運動公園
- 名称：6・4・4号 早良運動公園
- 位置：福岡市早良区四箇四丁目
- 面積：約4.5ha
- 現況：農地、広場、河川等

■ 位置図



3 スケジュール(予定)

令和7年	3月	福祉都市委員会報告
	4月	都市計画案の縦覧(法定縦覧)
	5月	都市計画審議会に付議
	7月	都市計画決定告示

参考図(早良運動公園 イメージ)



※整備内容は現時点のイメージであり、今後、詳細検討を進めていきます。

福岡広域都市計画公園の変更（福岡市決定）について

下臼井老松公園

I 公園の概要

- 種別：街区公園
- 名称：2・2・252号
- 位置：福岡市博多区大字下臼井の一部
- 面積：約0.18ha

【参考：計画決定当時の概況】

- ・ 下臼井老松公園は、福岡空港の至近に位置し、昭和51年に都市計画決定された公園である。計画当時は、近くに公園のない地域であったことから、用地を借地し、整備している。

2 変更概要

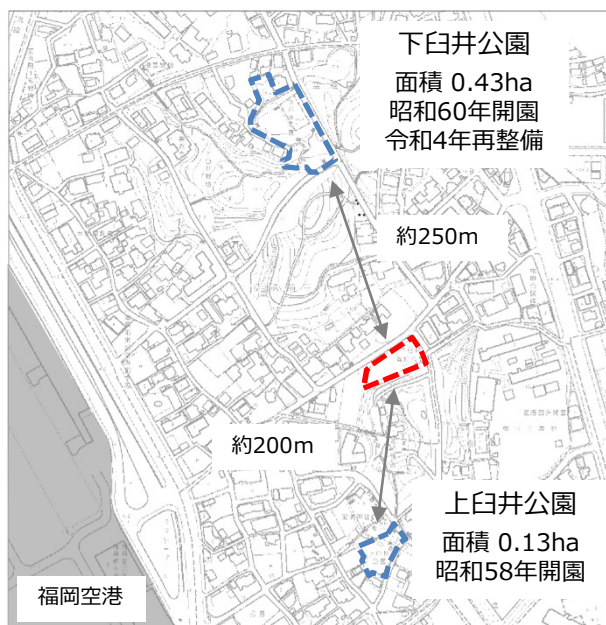
- 下臼井老松公園の設置後、周辺地域において上臼井公園や下臼井公園などの整備を進めており、公園が充足している。
- 土地所有者より、周辺に公園が整備されたことや下臼井公園の再整備により、下臼井老松公園の利用者が減少しており、契約当初の役割を全うできたことから、土地使用貸借契約の期限（令和7年度末）を見据えて、用地返還の申出があったもの。
- また、下臼井老松公園の廃止について、地域の理解が得られている。

（参考）周辺の公園配置状況

・ 都市計画決定当時



・ 現在



3 スケジュール（予定）

令和7年	3月	福祉都市委員会報告
	4月	都市計画案の縦覧（法定縦覧）
	5月	都市計画審議会に付議
	7月	都市計画決定告示

新旧対照表

1. 追加

種別	名称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
運動公園	6・4・4号	早良運動公園	福岡市早良区 四箇四丁目の一部	約4.5ha	

2. 廃止

種別	名称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・252号	下臼井老松公園	福岡市博多区 大字下臼井の一部	約0.18ha	

(参考)
総括表

	箇 所	面積 (ha)	摘 要
今回の決定等	6・4・4号 早良運動公園	4.5ha (+4.54ha)	追加
	2・2・252号 下臼井老松公園	0ha (-0.18ha)	廃止
現在の都市計画公園	494	1201.42	
合計	494	1205.78	